

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの多機能型（就労継続支援 A 型、B 型）

## 運営規程

### （事業の目的）

第 1 条 株式会社 D A I（以下「事業者」という。）が設置するそれいゆ（以下「事業所」という。）が提供する指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の事業に係る適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 A 型、及び指定就労継続支援 B 型の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援 A 型の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 指定就労継続支援 B 型の提供に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

4 前 2 項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年岐阜県条例第 85 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援 A 型、及び指定就労継続支援 B 型を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第 3 条 指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型を行う事業所（次条において「事業所」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 　　　　　それいゆ

(2) 事業所所在地 　岐阜県関市平和通三丁目 1 2 番地

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第 4 条 事業所に配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 　　1 名（常勤職員、サービス管理責任者と兼務）

管理者は、職員の管理、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤職員、管理責任者と兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画及び就労継続支援B型計画の原案を作成すること。
- (ウ) 就労継続支援A型計画及び就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援A型計画及び就労継続支援B型計画を記載した書面（「就労継続支援A型計画書」及び「就労継続支援B型計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 就労継続支援A型計画及び就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援A型計画及び就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援A型計画及び就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型計画及び就労継続支援B型計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 調理員 2名（非常勤職員2名）

調理員は、個々の体調や好みを考慮し栄養バランスのとれた食事を作り提供をする。

(4) 運転手 2名（非常勤職員2名）

運転手は、集合場所を経由し交通規則を守り安全に利用者を事業所まで送迎する。

2 前項に掲げる職員以外の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援A型事業所

(ア) 職業指導員 3名（常勤職員2名、非常勤職員1名）

職業指導員は、個々の障害に合わせた適切な就労支援の提供を行う。

(イ) 生活支援員 1名 (非常勤職員1名)

生活支援員は、利用者の心身の状況の把握に努め日常生活の管理、支援、相介護を行う。

(ウ) 賃金向上達成指導員 1名 (常勤職員1名)

生産活動収入を増やす為の販路拡大、商品開発、労働時間の増加等の賃金向上を図るための賃金向上計画 (又は経営改善計画) を作成すると共に、利用者のキャリアアップの仕組みを導入し、当該計画の達成に向けて取り組む。

(2) 指定就労継続支援B型事業所

(ア) 職業指導員 1名 (常勤職員1名)

職業指導員は、個々の障害に合わせた適切な就労支援の提供を行う。

(イ) 生活支援員 1名 (非常勤職員1名)

生活支援員は、利用者の心身の状況の把握に努め日常生活の管理、支援、相談、介護を行う。

(ウ) 目標工賃達成指導員 1名 (常勤職員1名)

当該事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、またより工賃向上に資することができるよう、事業所従事者の意識向上および具体的実跡を行う中核的な役割を担いつつ適切な支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援A型事業所

(ア) 営業日 月曜日から土曜日 (祝祭日の休業日は会社カレンダーによる。別紙参照)

(イ) 営業時間 午前7時30分から午後5時30分までとする。

(ウ) サービス提供日 月曜日から土曜日 (祝祭日の休業日は会社カレンダーによる。)

(エ) サービス提供時間 午前7時30分から午後5時30分までとする。

(2) 指定就労継続支援B型事業所

(ア) 営業日 月曜日から金曜日 (祝祭日の休業日は会社カレンダーによる。別紙参照)

(イ) 営業時間 午前7時30分から午後5時30分までとする。

(ウ) サービス提供日 月曜日から金曜日 (祝祭日の休業日は会社カレンダーによる。)

(エ) サービス提供時間 午前7時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 就労継続支援A型事業所は20名とする。

就労継続支援B型事業所は10名とする。

(指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、

次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く。）
- (2) 知的障害者（18歳未満の者を除く。）
- (3) 精神障害者（18歳未満の者を除く。）
- (4) 難病等対象者（18歳未満の者を除く。）

（指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の内容）

第8条 事業所で提供する指定就労継続支援A型の内容は次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体等の介護
- (4) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (5) 就労の機会の提供及び生産活動の内容
  - ・農産物の乾燥加工製造、食品加工製造、販売
  - ・近隣農家、農業組合等からの委託業務（草刈り、農業委託等）
  - ・企業からの請負業務（食品封入業務、シール製造業務、病院清掃業務等）
- (6) 施設外支援の実施
- (7) 施設外就労の実施
- (8) 実習先企業等の紹介
- (9) 求職活動支援
- (10) 職場定着支援
- (11) 生活相談
- (12) 健康管理
- (13) 訪問支援
- (14) 送迎サービス
- (15) 第2号から第14号までに掲げる便宜に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

2 事業所で行われる指定就労継続支援B型の内容は次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体等の介護
- (4) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (5) 就労の機会の提供及び生産活動の内容
  - ・企業からの請負業務（食品封入業務、刃物の組み立て、包装、自動車部品業務等）
  - ・農作業、野菜の栽培管理
  - ・自社製品の製造・農産物の栽培、収穫、出荷、販売
- (6) 施設外支援の実施
- (7) 施設外就労の実施
- (8) 実習先企業等の紹介
- (9) 求職活動支援

- (10) 職場定着支援
- (11) 生活相談
- (12) 健康管理
- (13) 訪問支援
- (14) 送迎サービス
- (15) 第2号から第14号までに掲げる便宜に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第9条 指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者から当該指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型に通常要する額（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の提供に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の提供に現に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
  - 3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
    - (1) 食事の提供に係る費用
      - (ア) 就労継続支援A型事業利用者  
昼食1食につき200円（食材費は1食200円。）
      - (イ) 就労継続支援B型事業利用者  
昼食1食につき100円（食材費は1食200円。半額を負担する。）  
ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
    - (2) 食事キャンセル費（指定就労継続支援A型利用者のみ）  
昼食の当日キャンセル1食につき200円  
昼食のキャンセルは、前日までに行うこととする。
    - (3) 日用品費の実費（生産活動で使用する、長靴、帽子、手袋など）
    - (4) 社会保険料のうち被雇用者が負担する額（指定就労継続支援A型利用者のみ）
    - (5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
  - 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
  - 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を

支払った利用者に対し交付するものとする。

(雇用契約の締結等)

第10条 事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結するものとし、当該利用者の1日あたりの労働時間は4時間以上とする。

(賃金等の支払い)

第11条 事業所は、前条に規定する利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令等に基づき、賃金を支払うものとする。

別紙：就労継続支援A型事業所賃金支払い規程

- 2 事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにするものとする。
- 3 事業者は、利用者の作業能力、作業効率が他利用者に比べ合わないと判断したとき、利用者又は、その家族と協議の上、労働基準監督署において減額特例申請の手続きを行うことができるものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型の提供に当たって、雇用契約を結ばない利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
- 5 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

別紙：就労継続支援B型事業所工賃支払い規程

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者は、事業所の信用を傷つけ、不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 利用者は、職場の規律と品位を保ち、相互に協力するとともに誠意をもって職務を遂行しなければならない。
- (3) 利用者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 利用者は、他の利用者等を不快にさせるような性的な言動及び行為（セクシャルハラスメント）をおこなってはならない。
- (5) 会社の車両、機械、器具その他の備品を大切にし、原材料、燃料、その他の消耗品の節約に努め、製品および書類は丁寧に取扱うこと。
- (6) 職務に関し、不当な金品の借用又は贈与の利益を受けないこと
- (7) 勤務時間中は職務に専念し、みだりに職場をはなれないこと
- (8) 酒気をおびて勤務するなど、社員としてふさわしくない行為をしないこと
- (9) 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つようにすること
- (10) 所定の場所以外で喫煙し、又はたき火、電熱器などの火気を許可なく使用しないこと
- (11) 作業を妨害し、又は職場の風紀秩序を乱さないこと
- (12) 許可なく他の会社等の業務に従事しないこと

(13) 利用者は、何らかの事情で欠勤、遅刻する際は、必ず9時までに事業所へ電話連絡をすること。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡、各務原市、犬山市、江南市、扶桑町とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第15条 現に指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第17条 提供した指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける

ための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### （個人情報保護の保護）

- 第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
  - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

- 第19条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- （1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置
  - （2）虐待防止委員会の設置と委員会での検討結果を従業員に周知
  - （3）成年後見制度の利用支援
  - （4）苦情解決体制の整備
  - （5）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### （適切な職場環境維持、ハラスメント対策について）

- 第20条 事業者は職場内において従業員が性的な言動で又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによる、他の従業員に不利益を与え、就業環境を害すると判断される行動を防止するために、次の措置を講じる。
- （1）就業規則で告知し防止する
  - （2）職場環境を風通しの良い雰囲気づくりをする
  - （3）雇用管理の改善に関する相談窓口を設置し、責任者を配置する

#### （その他運営に関する重要事項）

- 第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 6 カ月以内（障害者職業生活相談員資格受講）
- (2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 D A I と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 10 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する